

厚生労働大臣
厚生労働省労働基準局長

様
様

基発 0509 第 9 号厚生労働省労働基準局長「建築物等の解体等の作業での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」通達の一部撤回の申し入れ

2012（平成 24）年 7 月 17 日

全国労働安全衛生センター連絡会議
NPO 法人 東京労働安全衛生センター
中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会
中皮腫・じん肺・アスベストセンター（担当永倉冬史）

〒136-0071 東京都江東区亀戸 7-10-1 Zビル 5F
TEL (03) 5627-6007

基発 0509 第 9 号厚生労働省労働基準局長「建築物等の解体等の作業での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」同通達の「第 2 細部事項 1 事前調査（石綿指針の 2）について」では、「目視、設計図書等による調査（石綿指針の 2-2）について」において、

「ア 石綿指針の 2-2 の（1）中「石綿に関し一定の知見を有し、的確な判断ができる者」には、次の者があること

（ア）石綿作業主任者技能講習修了者のうち石綿等の除去業の作業の経験を有する者

（イ）日本アスベスト調査診断協会に登録されたアスベスト診断士」

とされている部分について、下記の理由により撤回を申し入れます。

1. 歴史的、社会的問題点

アスベスト診断士は一般社団法人 JATI 協会（旧日本石綿協会、以下旧石綿協会）が創設し、養成、認定している資格認定制度です。旧石綿協会は石綿製品を製造してきた企業の業界団体で、石綿禁止以前には、「管理使用すれば大丈夫」として禁止に反対を主張しながら石綿製品を販売し続け、普及してきた歴史があります。アスベストが原因と考えられる中皮腫の死亡者は 2010 年に 1209 人にのぼり、今後も増加し続けると言われています。旧石綿協会に加盟していたクボタの旧神崎工場では、石綿を周囲に飛散させたことにより中皮腫、肺がんを発症した 225 人の住民へ救済金を支払っています（2011/9/30）。旧石綿協会傘下の企業が率先して石綿を輸入、使用したことにより、企業は利益を上げながら、労働者のみならず周辺住民にまで大きな被害を発生させている以上、石綿協会がいうところの「管理使用」が失敗したことは明白です。「管理使用」の総括と評価なしに、旧石綿協会のアスベスト診断士が「危険だから調査しましょう」ということは社会的なモラルに反するもので容認できず、その調査や診断を安易に受け入れることはできません。

以上から、旧石綿協会が養成、認定するアスベスト診断士には歴史的、社会的な適正さ、公正さの面から問題が大きいと考えます。

2. 技術的問題点

石綿障害予防規則第 3 条では、解体する建物の石綿含有建材の使用状況を調査することが義務づけられていますが、「誰が、どのように行うのか」ということは示されていません。事前調査では「石綿含有ありをなしと判定」すれば石綿飛散事故に直結し、労働者

にのみならず建物居住者、周囲住民にも被害をもたらし、「石綿含有なしをありと判定」すれば、建物所有者に多大の経済的損失をあたえることになり、事前調査の誤りは重大な結果をもたらします。事前調査では、石綿に関する基本、健康障害とリスク、石綿含有建材、建築物の広い知識が必要なだけでなく、建物調査の実地研修が必須です。

米国では、4時間の実地研修を含む3日間24時間研修と試験が必須(Asbestos inspector, EPA Model Accreditation Program)、英国では、座学だけではアスベスト調査員になれないことを明示し(HSE, Asbestos surveyor)、3日間研修の後で、実際の建物調査のレポートを提出し評価を受けなければならない制度となっています(Asbestos, HSE, BOHS P402)。日本では、建物の石綿含有建材の使用状況を調査する事前調査を行い得る可能性のある官民の資格として、石綿障害予防規則による石綿作業主任者、旧石綿協会のアスベスト診断士、国土交通省が検討中の石綿含有建材調査者(仮称)が挙げられるかもしれませんが、石綿作業主任者とアスベスト診断士は調査だけではなく、除去工法についても講習に含まれており、そのため調査のための講習時間はより少なくなっています。石綿作業主任者は、10時間の講習と試験合格により資格取得でき、アスベスト診断士は3日間の講習と試験合格により資格取得することができ、英米の資格制度と比較して、時間的にも内容的にも不十分なものと言わざるを得ません。

国土交通省が検討中の石綿含有建材調査者(仮称)は調査のための資格として、2日間の講習、1日間の実地研修と1日間の実地研修総括の計4日間をカリキュラムとして検討中とされ、英米の資格制度に匹敵するものといえます。平成19(2007)年12月総務省は民間建築物の石綿含有建材の調査の促進のために、国土交通省に対し調査法の検討を指示、国交省アスベスト対策部会WGにおいて(所管国土交通省建築指導課)平成20(2008)年から総合建設業、一級建築士、自治体、建材分析、石綿除去業等の委員による多様な検討が行われ、平成24年度中に結果公表予定と伺います。国土交通省の慎重な検討と比較して、厚生労働省は十分な検討が行われていない中で、あまりに拙速で安直に事前調査の資格者を示しているという批判は避けられません。

以上からアスベスト診断士には、養成の講習内容上アスベスト調査を行い得る技術的な保証がないと言わざるを得ません。

3. 日本アスベスト調査診断協会の問題点

現時点(2012年6月30日)で、厚生労働省が登録機関としている日本アスベスト調査診断協会についての情報をホームページ上で得ることはほとんどできません。日本アスベスト調査診断協会はブログが存在するのみで、組織体制、代表者、法人格どころか連絡先さえ不明です。関西アスベスト調査診断協会25名、中部同協会35名(名簿非公開)、中国四国同協会不明、九州29名、北海道同協会17名の計106名が各地方の会員として登録しているのみで、これら以外の地域で協会が存在するのか、会員数がどれほどなのかも不明です。このような全国組織の呈を成していない、従って全国的に適切な調査が可能であるという根拠のない団体の会員に重要なアスベスト調査を行う権限を与えてしまうことに大きな疑問を感じざるを得ません。

4. 行政などが「アスベスト診断士」を登用することの問題点

旧石綿協会が、独自の民間資格としてアスベスト診断士制度を作り勝手に運営すること自体には何ら問題はありません。厚生労働省が、日本アスベスト調査診断協会に所属するアスベスト診断士が石綿障害予防規則における事前調査を行い得るとする通達を出したことが大きな問題です。歴史的、社会的な適正さ公正さに問題があり、かつ技術的に適切に事前調査を行い得る根拠のないアスベスト診断士が石綿障害予防規則の事前調査を行えるという厚生労働省の通達は、石綿を日本国内に普及させながら利益を上げた一部の石綿関

連企業に不当に利益を誘導するものであり、社会的公正さを欠くものであると言わざるをえず、撤回されるべきと考えます。

一方、事前調査のために一定の資格要件が必要である点は明らかであり、そのためには国土交通省が検討中の石綿含有建材調査者養成プログラムを評価検討すること、また石綿作業主任者技能講習に実地研修を含む研修を追加することなどして、厚生労働省として真摯かつ公正、科学的に資格養成に対応することが望まれます。